## 序章 都市計画マスタープランの概要

## 第1節 都市計画マスタープランの役割

## (1) 都市計画とは

私たちが安全、安心、快適に暮らしていくためには、土地の使い方や建物の建て方のルールを 定めたり、道路・公園・下水道など(都市施設)を計画的に配置、整備していく必要がありま す。

このようなまちづくりを進めるうえで、無秩序な開発を防止し、適正な土地利用や都市施設の 配置、市街地整備など、まちの基盤となる事項を定めたものを「都市計画」といいます。

## (2)都市計画マスタープランとは

「山形市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市民の意見を反映させながら、都市計画に関する基本的な方針を総合的かつ体系的に示すものであり、その実現に向けた土地利用、道路、公園などのまちづくりに関する主要計画や具体的な各種施策は、この「都市計画マスタープラン」に即して進められます。

## 第2節 都市計画マスタープラン見直しのポイント

山形市では、平成10年10月に都市計画マスタープランを策定し、都市計画に関する施策を推進してきました。

策定から15年以上が経過し、人口減少や少子高齢化、地球温暖化をはじめとした環境問題や、 東日本大震災を契機とした防災及びエネルギー問題などへの意識の高まりなど、社会経済情勢の変 化による新たな課題が生じています。

また、魅力ある県都作りに向けて平成31年4月からの中核市<sup>※</sup>移行を目指すとともに、平成28年2月には、2060年までの人口の将来展望を描いた「山形市人口ビジョン<sup>※</sup>」と、その目標人口達成に向けた新たな経営計画となる「山形市発展計画<sup>※</sup>」を策定しました。

こうした状況に対応した、これからのまちづくりの方向性を示す必要があるため、「山形市都市 計画マスタープラン」を見直します。

### ① まちの賑わいや活力を創出するまちづくり

南東北の中枢都市としての発展と、仙台市との連携による同一経済圏としての発展を目指し、 雇用創出、子育て支援などによる、若者定住の受け皿づくりと、交通ネットワークを活かした観 光施策による交流の促進などにより、まちの賑わいや活力を生み出すまちづくりを進めます。

### ② 健康寿命を延ばし、誰もが暮らしやすいまちづくり

誰もが健康で安心して暮らせるために、医療環境の優位性を活かした質の高い医療や福祉サービスが充実したまちづくりを進めるとともに、市街地・集落を問わず住み慣れた地域で豊かな日常生活を送るため、地域に応じて、多様な交通手段の確保と、暮らしに必要な様々な機能の集積・確保を図ります。

## ③ <u>多様なライフスタイル<sup>※</sup>に応じた豊かなまちづくり</u>

都市機能<sup>※</sup>の充実した利便性の高い市街地での暮らしや、自然豊かでやすらぎのある集落での暮らしが選択できるなど、居住環境の整備や魅力を高め、多様な価値観やライフスタイルが実現できるまちづくりを進めます。

## ④ 都市軸<sup>※</sup>と拠点形成によるまちづくり

田園、森林に囲まれた現在の都市構造を基礎とし、県都として、都市活動を牽引する市街地中 心部の求心力を高めるとともに、産業や交流の発展を牽引する主要な交通軸を都市軸と位置づけ、 この都市軸を意識しながら、地域に必要な都市機能や日常生活サービス機能<sup>※</sup>が集積された拠点 や新たな雇用・活力を創出する拠点の形成と、拠点同士のネットワーク化を図ります。

## 第3節 都市計画マスタープランの位置付けと構成

## (1) 都市計画マスタープランの位置付け

山形市都市計画マスタープランは、「山形市総合計画<sup>※</sup>(基本構想)、山形市発展計画」、「山形市人口ビジョン」、「山形市国土利用計画<sup>※</sup>」に即し、その都市計画に関する事項について、山形市の各種関連計画とも整合性を保ちながら定めます。また、山形県が定める「山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(山形広域都市計画区域マスタープラン)<sup>※</sup>」に即すことにより、都市計画の広域的な一体性を確保します。

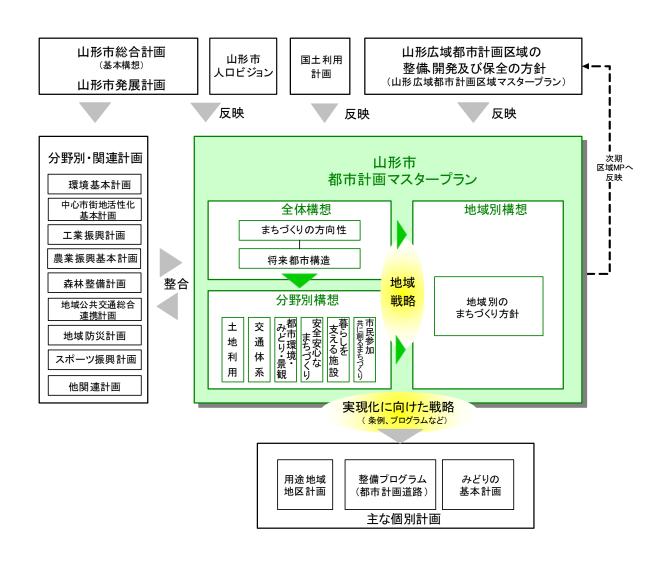


図 山形市都市計画マスタープランの位置付け

## (2)都市計画マスタープランの構成

新たな「山形市都市計画マスタープラン」の構成は、まちづくりの方向性や将来都市構造などを 示す「全体構想」、都市を構成する土地利用や交通体系などの分野ごとにまちづくりの基本的な考 え方や整備方針を示す「分野別構想」、地域ごとの特性や課題に対応し、地域のまちづくりの方針 を示す「地域別構想」とし、実現化に向けた戦略につなげていきます。

# 全体構想 序章

## 都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランの役割 都市計画マスタープラン見直しのポイント 都市計画マスタープランの位置付けと構成 第2節

第3節

計画期間と対象区域 第4節

#### 現状と課題 第1章

山形市の現状 第1節

第2節 市民ニーズ

都市計画マスタープラン(平成10年10月策定)の評価 第3節

第4節 都市計画を取り巻く情勢

第5節 今後のまちづくりの課題

#### まちづくりの方向性 第2章

第1節 将来都市像とまちづくりの目標

まちづくりの視点 第2節

第3節 まちづくりの考え方

#### 第3章 都市構造

第1節 都市構造の考え方 第2節 将来都市構造

#### 都市計画マスタープランの実現に向けて 第4章

多様な主体が参加するまちづくりの進め方 第1節

第2節 効率的で効果的なまちづくり

第3節 都市計画マスタープランの進行管理





## 分野別構想

## 第1章 分野別構想について

## 第2章

土地利用の方針 交通体系の方針 都市環境・みどりの方針 安全・安心なまちづくりの方針 暮らしを支える施設の方針 第4節

市民参加・共に創るまちづくりの方象



### 地域別構想

### 第1章 地域別構想の役割

## 第2章 地域別方針

- プ ¥T
  都心地域
  鈴川・千歳地域
  東沢地域
  滝山・蔵王地域
  南山形地域
  南沼原・飯塚・椹沢地域
  本沢・西山形・村木沢・大曽根地域
  金井・大郷・明治地域

- 插山·山寺·高瀬地域

※地域別構想は平成29年度以降、順次策定していきます。

## 第4節 計画期間と対象区域

## (1)計画期間

都市計画は、都市施設の整備など、その目的の実現に長期的な時間を要するため、計画期間を平成28年度(2016年度)から平成47年度(2035年度)までの20年間とします。

## (2) 対象区域

市域の一体的な土地利用の誘導、都市機能の配置、関連計画との整合を図るため、市域全域を対象としますが、主に都市計画区域について計画を策定します。